

リクソーMSCI AC アジア・パシフィック(除く日本)UCITS ETF
LYXOR MSCI AC ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF
フランス籍指数連動型上場外国投資信託

交付運用報告書

作成対象期間(計算期間)

第 12 期

2017 年 4 月 1 日-2018 年 3 月 30 日

〈お知らせ〉

運用報告書は、法令の改正により「交付運用報告書」と「運用報告書(全体版)」に分けて作成することとなりました。本書は「交付運用報告書」です。「運用報告書(全体版)」は下記の方法にて閲覧または入手していただけます。

第 12 期末(2018 年 3 月 30 日)		
基準価額	ユニット米ドル	6.3472 米ドル
ファンド 純資産総額		362,449,970.29 ユーロ
第 12 期 (2017 年 4 月 1 日-2018 年 3 月 30 日)		
パフォーマンス	ユニット米ドル	19.65%
1 口当たり 分配金額	ユニット米ドル	-

(注 1) パフォーマンスは、分配金を再投資したものととして計算しています。以下同じです。

(注 2) 本ファンドには、ユニット C-ユーロ、ユニット C-米ドルおよびユニット米ドルの 3 つのクラスが存在し、本ファンド自体の計算期間としては、2018 年 3 月 30 日が第 12 期の末日となります。ユニット C-ユーロおよびユニット C-米ドルについては、一部、本書による報告は行われません。以下同じです。

▶運用報告書(全体版)は受益者の御請求により交付されます。
交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。さて、「リクソーMSCI AC アジア・パシフィック(除く日本)UCITS ETF」(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、このたび、第 12 期の決算を行いました。当ファンドは、MSCI AC アジア・パシフィック(除く日本)・ネット・トータル・リターン指数への連動を目指して運用を行いました。当ファンドのユニット C-ユーロ、ユニット C-米ドルおよびユニット米ドルの今期の運用経過等について、以下の通りご報告いたします。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

その他記載事項

▶ 当ファンドは、約款において運用報告書(全体版)に記載すべき事項を、電磁的方法によりご提供する旨を定めております。同書は、当ファンドの管理会社の日本の関係会社であるリクソー投信株式会社のウェブサイト(<https://www.lyxor.co.jp/about-lyxor-group/etf/>)において電磁的方法により提供しております。

◆管理会社

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント
(LYXOR INTERNATIONAL ASSET MANAGEMENT)

I. ファンドの仕組み（運用方針を含む）

管理会社 リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント
17, cours Valmy - 92987 Paris La Défense Cedex.

保管会社 ソシエテ・ジェネラル (SOCIÉTÉ GÉNÉRALE)
75886 Paris Cedex 18.

引受会社 ソシエテ・ジェネラル
75886 Paris Cedex 18.

法定監査人 プライスウォーターハウスクーパース監査部門 (PRICEWATERHOUSE COOPERS AUDIT)
63, rue de Villiers - 92208 Neuilly-sur-Seine Cedex.

投資および運用に関する情報

分類:

国際銘柄

リクソー UCITS ETF MSCI AC アジア・パシフィック（除く日本）（以下「当ファンド」と表記）の少なくとも 60%は、永続的に一つの外国株式市場またはフランス市場を含む複数の国の株式市場におけるリスクにさらされます。

当ファンドは指数連動型 UCITS ETF です。

分配可能額の決定および配分の条件:

ユニット Acc : 分配可能額は全額資本に繰入れられます。

ユニット米ドル : 成果の全額または一部を年 1 回以上資本に繰り入れる、あるいは分配するかを決める権利は、管理会社にあります。発生した正味キャピタル・ゲインは資本に繰り入れられます。

運用目的:

当ファンドの運用目的は、当ファンドのパフォーマンスと米ドル建ての MSCI AC アジア・パシフィック（除く日本）ネット・トータル・リターン指数（以下「ベンチマーク指数」と表記）のパフォーマンスとの間のトラッキング・エラーを、可能な限り最小限に保ちながら、その展開にかかわらずベンチマーク指数を複製（リプリケーション）することです。

予想される通常の市場環境の下でのトラッキング・エラーは 0.08% です。

ベンチマーク指数:

ベンチマーク指数は、MSCI AC アジア・パシフィック（除く日本）ネット・トータル・リターン指数（配当金（純額）再投資）です。

ベンチマーク指数は、国際指数提供会社である MSCI によって計算され、公表されている株式指数です。ベンチマーク指数は、日本を除くアジア・パシフィックの市場のパフォーマンスを総計したものを測定します。2006 年 3 月 31 日現在、ベンチマーク指数は、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ニュージーランド、オーストラリアおよびインドの国々における 13 の市場に上場された 667 銘柄の株式から構成されていました。

ベンチマーク指数は、これら 23 の先進国のそれぞれを表章する MSCI 指数を集めることにより構成されています。

ベンチマーク指数における各株式の組み入れ比率は、その浮動株調整時価総額に従って調整されます。その結果、バスケットに含まれる有価証券の数は、月日の経過とともに変更されることがあります。

公式の MSCI 指数は、指数構成銘柄が上場する証券取引所の公式終値で毎日終値が計算されます。

ベンチマーク指数は、市場時価総額によって加重されます。

追跡されるパフォーマンスは、ベンチマーク指数の終値のパフォーマンスです。

ベンチマーク指数を構成するために使用される方法論の十分な説明ならびにベンチマーク構成銘柄の構成およびそれぞれの組入比率に関する情報は、MSCI のウェブサイトである <http://www.msci.com> で入手可能です。

ベンチマーク指数の改訂および構成

MSCI スタンダード・インデックスは、指数構成銘柄の時価総額またはそのセクター分類に影響を及ぼす可能性のある事由（すなわち発行済有価証券の数及び浮動株）を考慮するために四半期ごとに見直されます。合併もしくは買収、大規模なライツイシュー、または IPO のような企業の資本構成における重大な変更は、リ

アルタイムで反映される場合があります。

ベンチマーク指数の正確な構成銘柄および改訂に関する規則は、MSCIにより公表され、<http://www.msci.com>で入手可能です。このリバランスの頻度により、投資戦略を実行するコストが影響を受けることはありません。

ベンチマーク指数の公表

さらに、ベンチマーク指数は公表日毎にリアルタイムで計算され、ロイターおよびブルームバーグを通じてリアルタイムで入手可能です。

ロイター・コード：.dMISX00000NUS

ブルームバーグ・コード：NDUECAPF

ベンチマーク指数の終値は、MSCIのウェブサイトである<http://www.msci.com>で入手可能です。

規則(EU) 2016/1011 に従い、同規則に定められる範囲で管理会社が使用する指標となる指数を監視する計画を有します。

MSCIはベンチマーク指数の管理者です。管理者は、規則(EU) 2016/1011 に従い、遅くとも2020年1月1日までに監督官庁に承認/登録を申請しなければなりません。

投資戦略:

1. 投資戦略

当ファンドは、2009年7月13日付欧州指令2009/65/ECに規定されている投資規則に従います。

当ファンドは、ベンチマーク指数のパフォーマンスとの相関関係を可能な限り最大限に追求し、その投資目的の達成を可能とするために、1つ以上の店頭取引スワップ契約の締結という間接的な複製(リプリケーション)方法を採用します。これらのスワップ契約は、貸借対照表上の資産(担保として受領したすべての有価証券を除く。)から構成される当ファンド資産の評価額を、ベンチマーク指数を構成する有価証券の評価額に交換することを目的とします。

当ファンドが資産として保有する有価証券は、ベンチマーク指数を構成する有価証券、ならびに小型株を含む、あらゆる証券取引所に上場されているすべての経済セクターの他の国際的な銘柄から構成されています。有価証券のバスケットは、その評価額が通常当ファンドの純資産の100%以上となるように日次調整される可能性があります。この調整は、必要な時に、上記先物為替契約に起因するカウンターパーティ・リスクを中和させることを目的とします。

(i) 当ファンドのポートフォリオに含まれる貸借対照表上の資産の最新のバスケット構成および(ii) 当ファンドによる先物取引の市場価値に関する情報は、www.lyxoretf.comの当ファンド専用ページで入手可能です。また、当該情報の更新回数および/または更新日もwww.lyxoretf.comの当ファンド専用ページに掲載されています。

当ファンドは、そのエクスポージャー管理の一環として、同一の発行体が発行した有価証券へのエクスポージャーをその資産の20%までとすることができます。この20%の制限は、市場の例外的な状況により正当化されることが立証される場合、特に、ベンチマーク指数を構成する有価証券のいずれかに影響を与える公募、またはベンチマーク指数を構成する1つ以上の金融商品に影響を与える重大な流動性の制限がある場合に、一定の有価証券が著しく優勢となる、および/またはベンチマーク指数に表章される経済セクターの金融商品および有価証券のボラティリティーが高い場合、35%まで増やすことができます。

現在管理会社は、主として以下の資産で運用することを意図しています。

2. 貸借対照表上の資産 (組込デリバティブを除く)

当ファンドは、法定の比率に従い、小型株を含む、あらゆる証券取引所に上場されているすべての経済セクターの国際的な銘柄を保有することができます。

これらの銘柄は、下記の基準に従い選定されます。

- 以下の点で適格性を有すること。
 - ・ 主要市場指数またはベンチマーク指数に属すること。
 - ・ 流動性 (一日平均取引高および市場時価総額に適用される最低限の閾値)
 - ・ 発行体の本店が所在する国における格付 (要件としてスタンダード・アンド・プアーズによる格付における最低限の閾値またはそれと同等のもの)。
- 以下の点で分散性を有すること。
 - ・ 発行体 (フランス通貨金融法典第 R214-21 条に規定される適格資産としての譲渡可能証券への集団投資事業 (以下「UCITS」と表記) に適用される比率に適合する。)
 - ・ 地理的領域
 - ・ セクター

指令 2009/65/EC に従い、UCITS への投資は、当ファンドの資産の 10%を上限とします。

当該投資の一部として、当ファンドは管理会社が管理する CIU または管理会社と関連する会社のユニットまたは持分証券を引受けることができます。管理会社は、フランス以外の国の法令に基づき設立されたオルタナティブ投資ファンド (AIF) または投資信託のユニットまたは持分証券には投資しません。

下記 8. 記載の条件および制限に従い、当ファンドが担保として有価証券を受領する場合も、その所有権を全て所有する形により当ファンドが受領することを前提として、当ファンドがその所有権のすべてを所有する形により受領した貸借対照表上の資産を構成することになります。

将来の当ファンドの運用の最適化の一環として、管理会社は、運用目標を達成するために、規制の範囲内で、その他の金融商品を利用する権利を有しています。

3. オフバランス資産 (デリバティブ商品)

当ファンドは、(上記1. の記載に従い) 指数連動型店頭取引スワップを利用することにより、当ファンドの資産 (またはその他の金融商品もしくは当ファンドが保有するその他の資産) の評価額を、ベンチマーク指数の評価額に交換します。

将来の当ファンドの運用の最適化の一環として、管理会社は、運用目標を達成するために、規制の範囲内で、指数連動型スワップ以外の先物金融商品等を含むその他の金融商品を利用する権利を有しています。

これらの先物金融商品全般に関して、管理会社は、その最良執行方針に従い、最善の結果を得ることを可能にするカウンターパーティがソシエテ・ジェネラルであると考えており、これらの先物金融商品 (指数連動型スワップを含みます。) は、事前にカウンターパーティ数社を交えた公開競争を実施することなく、ソシエテ・ジェネラルをカウンターパーティとすることができます。

当該先物金融商品のカウンターパーティは、当ファンドのポートフォリオの構成についても、先物金融商品の原資産についても、一切裁量権を有しません。

- トータル・リターン・スワップ (以下「TRS」と表記) の対象とすることが可能な運用資産の割合の上限：運用資産の100%とします。

- TRSの対象とすることが可能な運用資産の予想割合：運用資産の100%を上限とします。

4. 組込デリバティブ証券

該当するものではありません。

5. 預け金

当ファンドは、効率的なキャッシュマネジメントを行うために、その純資産の20%を上限として、同じグループに所属する貸付機関に預金することができます。

6. 現金借入

当ファンドは、その純資産の10%を上限として、一時的に借入を行うことができます。

7. 有価証券の一時的な取得および売却取引

該当なし。管理会社は、有価証券の一時的な取得および/または売却取引を行うことができません。

8. 担保

特に当ファンドにおいて店頭取引のフォワード・スワップ契約が利用される場合など、投資戦略の実行によって当ファンドがカウンターパーティ・リスクを負う場合、当ファンドは、常にこれらの取引に関連するカウンターパーティ・リスクを軽減するために、担保として認められる有価証券を受領することができます。受領した担保のポートフォリオは、その評価額が通常当ファンドが負うカウンターパーティ・リスクの水準以上となるように日次調整されます。この調整は、当ファンドが負うカウンターパーティ・リスクの水準の全体的な中和を確保することを目的とします。

当ファンドが受領する担保は、当ファンドがその所有権を全て所有する形で当ファンドに提供され、保管会社の帳簿上当ファンドの計算書に記載されます。このように、当ファンドの資産には受領した担保が計上されます。

カウンターパーティの債務不履行の場合、当ファンドは、保証取引の一部であるカウンターパーティの当ファンドに対する債務を消滅させるために、カウンターパーティから受領した資産を処分することができます。このような枠組で当ファンドが受領する担保は、主に流動性、評価、発行体の信用の質、相関、有価証券の運用に関連するリスク、および利用可能性などの観点から、適用される法令により規定される基準を遵守するものでなければならず、特に以下の条件に従っていなければなりません。

(a) 事前の評価に近い価格で迅速に売却可能であるために、高品質かつ非常に高い流動性を有し、規制市

場または価格形成に透明性を有する国際的な取引システムにおいて取引されているものでなければなりません。

- (b) 少なくとも日次の時価で評価が行われているものでなければならず、また、割引が十分慎重に適用される場合を除き、価格変動が激しい資産は担保として認められません。
- (c) カウンターパーティから独立した事業体により発行されたものでなければならず、カウンターパーティの業績と高い相関を有するものであってはなりません。
- (d) 国、市場および発行体の観点で十分に分散化されていなければならず、同一の発行体のエクスポージャーの上限を当ファンドの基準価額の20%としなければなりません。
- (e) カウンターパーティとの協議を行うことなく、またカウンターパーティから認可を受けることなく、いつでも当ファンドの管理会社によって全額現金化できるものでなければなりません。

上記(d)の条件にもかかわらず、当ファンドは

- ・ (i) EU加盟国、(ii) EU加盟国の1つ以上の地方自治体、(iii) EU加盟国以外の国、(iv) 1つ以上のEU加盟国が属する公的な国際機関により付与される担保であり、かつ

・ 6回以上に分割されて付与され、各付与における金額が当ファンドの資産の30%以下である担保である場合に限り、当ファンドの基準価額の20%超に相当する同一の発行体のエクスポージャーで一括して担保を受領することができます。

当ファンドが上記の条件に従って受領する担保には、以下のものが含まれます。

- (i) 流動資産または同等物（特に、短期銀行資産および短期金融市場商品を含む。）
- (ii) OECD加盟国、その地方公共団体、もしくは国際的な性質を有するコミュニティもしくは地域の機関、またはその他の国によって発行または保証された債券で、上記(a)ないし(e)の条件を全て満たすもの
- (iii) 基準価額が日次で計算され、AAAまたはそれに相当する格付が付与されたマネー・マーケット・ファンドが発行する持分証券またはユニット
- (iv) 主として債券/持分証券に投資するUCITSが発行する持分証券またはユニットで、以下の(v)および(vi)に示されているもの
- (v) 優良な発行体により発行または保証され、適切な流動性を有する債券
- (vi) EU加盟国の規制市場、OECD加盟国の株式市場、またはその他の国の株式市場において取引を許可されまたは取引され、上記(a)ないし(e)の条件を全て満たし、かつ優良な指数に含まれている持分証券

割引に関するポリシー：

当ファンドの管理会社は、当ファンドが受領する担保に証拠金を適用します。適用される証拠金は、以下の基準により決定されます。

- 担保として受領する資産の性質
- 担保として受領する資産の満期（該当する場合）
- 担保として受領する資産の発行体の格付（該当する場合）

受領した担保の再投資

非現金形式により受領した担保は、売却または再投資されることはなく、担保に供されることもありません。管理会社は、現金による担保を、その裁量により以下のいずれかの方法により受領します。

- (i) 対応可能な機関に預ける。
- (ii) 適格債に投資する。
- (iii) 健全性規制に従う金融機関により実行されること、かつUCITSがいつでも未払利息考慮後の現金総額を引き出すことが可能であることを条件とする売戻取引に使用する。
- (iv) ヨーロッパの金利連動型ミューチュアル・ファンドの共通の定義のためのガイドラインにより定義される短期金利連動型ミューチュアル・ファンドに投資する。

再投資された現金の担保は、非現金による担保に適用される要件に従って、分散化されなければなりません。

リスク・プロファイル：

当ファンドの受益者の資金は、主に管理会社が選定した金融商品に投資されます。これらの金融商品は、市場動向の影響を受けます。当ファンドの受益者は主に以下にあげるリスクにさらされます。

- 株式リスク

株価は上下に変動する可能性があります。特に、発行体または該当する市場の経済状況に関連するリスクの変化を顕著に反映します。

所定の期間および一様のマクロ経済状況における収益の予測が可能な金利市場と比較して、株式市場は高いボラティリティを有しています。

- キャピタルロス・リスク

投資元本は保証されるものではないため、投資家はキャピタルロス・リスクを負います。特に投資期間の間のベンチマーク指数の運用実績がマイナスである場合、投資金額の全部または一部を回収できない可能性があります。

- 流動性リスク（発行市場）

当ファンド（またはその先物金融商品のカウンターパーティのうちの1社）がそのエクスポージャーを調整し、それによりこのエクスポージャーに関連するマーケットが制限もしくは閉鎖される、または大幅な売買価格の乖離の影響を受ける場合、当ファンドの評価額および/または流動性に悪影響が及ぶ場合があります。取引量が少ないためにベンチマーク指数の複製（リプリケーション）につながる取引を実行できない場合、受益証券の募集、転換、または償還に関連する手続にも影響が及ぶ可能性があります。

- 上場地の流動性リスク

当ファンドの相場は、その基準価額から乖離する可能性があります。上場地における当ファンドの受益証券の流動性は、特に以下の要因による中止によって影響を受ける可能性があります。

- i) ベンチマーク指数の算出の中止または停止
- ii) ベンチマーク指数に使用される原資産の市場の停止
- iii) 特定の上場地において当ファンドの基準価額の入手または計算が不可能となる場合
- iv) マーケットメーカーが該当する市場に適用される規則に違反する場合
- v) 該当する市場の情報システムまたは電子システムの障害

- カウンターパーティ・リスク

当ファンドは、契約締結または取引のカウンターパーティの倒産、支払不履行またはその他の種類の債務不履行に係るリスクにさらされています。特に、ソシエテ・ジェネラルまたはその他のカウンターパーティとの店頭取引による先物金融商品の利用に伴うカウンターパーティ・リスクにさらされています。UCITS規則に従い、同一のカウンターパーティのカウンターパーティ・リスクは、(カウンターパーティがソシエテ・ジェネラルまたは他の事業体であるかにかかわらず) 当ファンドの資産総額の10%を超えることができません。

カウンターパーティについて債務不履行が発生する場合には、先物金融商品に関する契約を解除することができます。この場合、当ファンドは、当該債務不履行発生時の市況を踏まえ、先物金融商品に関連する別の契約を第三者のカウンターパーティと締結することにより、運用目的の達成に全力を尽くします。

このリスクの顕在化は、運用目的、特にベンチマーク指数の複製（リプリケーション）を達成するための当ファンドの能力に顕著な影響を与える可能性があります。

先物金融商品のカウンターパーティとしてソシエテ・ジェネラルが関与する場合、当ファンドの管理会社および先物金融商品のカウンターパーティとの間の利益相反が生じる可能性があります。管理会社は、これらの利益相反リスクを特定および制限すること、ならびに該当する場合公正な解決を確保するための手続を策定することにより、これらの利益相反リスクを管理しています。

- 新興市場へのエクスポージャーに関するリスク

伝統的な先進市場での投資における場合と比較して、当ファンドの新興市場へのエクスポージャーはより大きな損失リスクをもたらします。特に、新興市場における運用および監督の規則は、先進市場に適用される基準と異なる場合があります。新興市場へのエクスポージャーは、市場のボラティリティの増大、取引高の減少、経済的および/または政治的不安定性のリスク、不安定または不確実な財政制度および/または規制制度、市場閉鎖リスク、政府による外国人投資に対する規制に関するリスク、ならびにベンチマーク指数を構成する通貨の交換可能性または譲渡可能性への妨害または制限をもたらします。

- 運用目的が部分的にしか達成されないリスク

運用目的が達成されるという保証はありません。実際にはベンチマーク指数を自動的かつ継続的に複製（リプリケーション）できる資産や金融商品はなく、特に以下にあげる1つ以上のリスクが生じる場合があります。

- デリバティブ商品の利用に関するリスク

当ファンドは、投資目的を達成するために、特にスワップ契約の形態によりベンチマーク指数のパフォーマンスを得ることが可能な店頭取引の先物金融商品を利用しています。これらの先物金融商品により、先物金融商品の段階において、カウンターパーティ・リスク、ヘッジに影響を与える事象、ベンチマーク指数に影響を与える事象、税制に関連するリスク、規制に関連するリスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクなどの一連のリスクがもたらされる可能性があります。これらのリスクは、先物金融商品に直接的な影響を及ぼす可能性、および先物金融商品の取引の調整または解除をもたらす可能性があり、それにより当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

- 税制の変更に関するリスク

当ファンドが設定され、販売が許可され、または上場された国のいずれかにおける税法が変更された場合、投資家に関する税務上の取扱いに影響が及ぶ可能性があります。このような場合、管轄税務当局になされるべき支払に関して、当ファンドの管理会社は投資家に対して一切責任を負いません。

- 原資産に影響を与える税制の変更に関するリスク

当ファンドの原資産に適用される税法に変更がある場合、当ファンドに関する税務上の取扱いに影響が及ぶ可能性があります。

この結果、想定された税務上の取扱いと、当ファンド（および/または先物金融商品のカウンターパーティ）に実際に適用される税務上の取扱いに乖離が生じる場合、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

- 規制に関するリスク

当ファンドが設定され、販売を許可され、または上場された国の規制が変更された場合、受益証券の募集、転換および償還の手續に影響が及ぶ可能性があります。

- 原資産に適用される規制に関するリスク

当ファンドの原資産に適用される規制が変更された場合、受益証券の募集、転換、償還の手續に影響が及ぶ可能性があります、同様に当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

- ベンチマーク指数に影響を与える事象に関するリスク

ベンチマーク指数に影響を与える事象が発生した場合、管理会社は、適用法令の条件および制限に従い、当ファンドの受益証券の募集および償還を中止しなければならない場合があります。また、当ファンドの基準価額の算出にも影響が及ぶ可能性があります。

当該事象が継続する場合、当ファンドの管理会社は採用すべき措置を決定し、それにより当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

「ベンチマーク指数に影響を与える事象」とは、以下の状況を意味するものと認識されています。

- i) ベンチマーク指数が不正確である、または市場の実際の発展を反映していないとみなされている。
- ii) ベンチマーク指数が、当該指数の提供者によって完全に廃止されている。
- iii) 当該指数の提供者が、ベンチマーク指数の水準または評価額を提供することができない。
- iv) 当該指数の提供者によるベンチマーク指数の公式または計算方法に関する重大な変更で、当ファンドが合理的な費用で有効に複製できなくなるもの（ベンチマーク指数により使用される原資産の調整または構成銘柄間での加重等軽微な修正を除く。）
- v) ベンチマーク指数の1つ以上の構成銘柄が、組織化された市場での上場が中止されることでその流動性を失い、または1つ以上の店頭取引される構成銘柄（例えば債券等）の流動性が失われること。
- vi) ベンチマーク指数の構成銘柄が、取引実行、証券と資金の同時決済、または特定の財務上の制約に関連する取引手数料による影響を受け、当該手数料がベンチマーク指数の業績に反映されないこと。

- 有価証券取引に関するリスク

ベンチマーク指数の原資産の発行体が、当ファンドによる有価証券取引に対して、当ファンドによる当該有価証券取引に対する評価（および/または先物金融商品における当ファンドのカウンターパーティによる当該有価証券取引に対する評価）をもたらした事前かつ公式な公表と矛盾する、想定外の見直しを行った場合、特に、当ファンドによる当該有価証券取引の実際の取扱いが、ベンチマーク指数が用いた方法における当該有価証券取引の取扱いと異なる場合には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

- ベンチマーク指数に連動する為替リスク

ベンチマーク指数を構成する原資産である有価証券が、ベンチマーク指数の通貨以外の通貨で上場される可

能性がある、またはベンチマーク指数の通貨以外の通貨で上場される有価証券のデリバティブである可能性がある限り、当ファンドは為替リスクにさらされます。したがって為替レートの変動により、ベンチマーク指数がマイナスの影響を受ける可能性が高くなります。

- ユニットAcc (ユーロ/米ドル) に対する為替リスクへの当ファンドのエクスポージャー

上記の受益証券のクラスは、ベンチマーク指数以外の通貨で上場されている限り為替リスクにさらされます。このため、ベンチマーク指数の評価額が上昇しても、為替レートの変動により、上記の受益証券のクラスの基準価額が減少する可能性があります。

- 法的リスク

ミューチュアル・ファンドは、規則 (EU) 2015/2365に規定されるTRS契約の締結に関する法的リスクを負います。

購入者および典型的な投資家プロフィール:

当ファンドは誰でも購入できます。

当ファンドを購入する投資家は、アジア・パシフィック圏の株式市場に対するエクスポージャーを得ることを希望されています。

当ファンドに対する合理的な投資金額は、各投資家の個人的な状況によって異なります。投資額を決定する上で、投資家の皆様は個人資産および/または不動産、現在および今後5年間の現金必要額に加えて、自身のリスク選好度や、反対に慎重な投資を選好するかということも考慮しなければなりません。また、当ファンドのリスクにのみエクスポージャーを取ることを避けるために、十分な分散投資を行うことを推奨します。従って投資家の皆様には、ご自身の資産運用アドバイザーとご自身の状況を検討されることをお勧めします。推奨される投資期間は最短で5年以上です。

税務上の取り扱いに関する表示:

投資家の皆様は、以下の情報が、現行のフランスの税法の下で、フランスにおけるミューチュアル・ファンドへの投資に適用される税制の全般的な要約に過ぎないという点に留意する必要があります。従って投資家の皆様は、ご自身の個人的な状況をご自身の税務顧問と共に検討する必要があります。

1. 当ファンド

フランスでは、当ファンドの共有により法人税が自動的に免除され、一定の透明性からの利益がえられます。このように、当ファンドがその運用を通じて回収し得た所得は、当ファンドの段階では課税されません。当ファンドの運用が行われているフランス以外の国では、当ファンドが運用の一環として受け取る、フランス以外の国の譲渡可能証券の処分によるキャピタル・ゲインおよびフランス以外の国で得られた所得は、該当する場合 (通常源泉徴収税により) 課税の対象となります。適用ある租税協定が存在する場合には、一定の限定された場合においてフランス以外の国の課税について減免が可能となる場合があります。

2. 当ファンドの受益者

フランス非居住者である受益者

適用される租税協定に従い、特定の状況では、当ファンドの分配金は、フランスにおいて課税または源泉徴収税の対象となることがあります。

さらに、当ファンドの受益証券の購入/売却によるキャピタル・ゲインは、原則として非課税とされます。

フランス国外に居住する受益者には、居住国において適用される税法の規定が適用されます。

税分野における情報の強制的自動交換に関する情報

管理会社は、フランス一般税法第1649 AC条および税分野における情報の強制的自動交換に関する指令第2011/16/EUを改訂する2014年12月9日付理事会指令第2014/107/EUに従うことのみを目的として、購入者に関する情報を収集および伝達する責任を負います。

この点に関連して、購入者は、情報処理、情報ファイルおよび自由に関する1978年1月6日法律に従って金融機関と連絡することにより、自らに関して保有された情報にアクセス、改正、および削除する権利を有するとともに、金融機関からの要求に従って、申告に必要な情報を提供する義務を負います。

FATCAに関する情報

フランスおよび米国は、米国以外の国に金融資産を保有する米国納税者の脱税に対処することを目的とする米国法であるFATCAのフランスにおける導入に関して、モデル1の政府間協定 (以下「IGA」と表記) に署名

しました。「米国納税者」とは、米国市民もしくは米国居住者である自然人、米国において設立されたもしくは米国連邦法もしくは米国のいずれかの州法に基づき設立されたパートナーシップもしくは会社、(i) その運営に関するすべての問題に対して、米国内に所在する裁判所が法に基づき命令もしくは決定を行う権限を有する信託で、(ii) その重要な決定すべてに関する支配権を1人以上の米国納税者が有する信託、または米国市民もしくは米国居住者であった被相続人の遺産をいいます。

当ファンドは米国税務当局に「報告金融機関」として登録されています。そのため、当ファンドは、フランスの税務当局に対し、2014年以降について、特定の米国納税者またはFATCAの非参加者とみなされる非米系金融機関の保有およびそれらに対する支払金額に関する情報を提供することが求められています。これらの情報は、フランスおよび米国の税務当局間の自動的情報交換の対象となります。投資家は、そのFATCA上の地位を(場合により)金融仲介業者または管理会社に証明する必要があります。

当ファンドが、フランスで施行されたIGAに基づくその義務を履行することにより、当ファンドはFATCAを遵守するものとみなされ、米国に由来する特定の収入または手取金に対するFATCAに基づく源泉徴収税が免除されます。

IGAに署名していない法域に所在する口座保有機関を通じて受益証券を保有する投資家の皆様には、当該口座保有機関にそのFATCAに関する意向を問い合わせることをお勧めします。さらに、特定の口座保有機関は、FATCAに基づくその義務または口座を保有する国における義務を遵守するために、投資家から追加的な情報を収集することを要求される場合があります。また、FATCAまたはIGAに基づく義務の範囲は、口座保有機関が所在する法域により異なります。したがって、投資家の皆様はご自身の税務顧問と検討する必要があります。

詳細は、管理会社に目論見書一式をご請求のうえ入手いただくことができます。

- ・ 基準価額は、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント本社から入手できます。CIUの目論見書一式および最新の年次および定期的な文書は、受益者よりリクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント 17, cours Valmy- 92800 Puteaux. France宛に書面で請求後1週間以内に送付されます。
- ・ AMF (フランス金融市場庁) による承認日 : 2006年4月12日
- ・ ファンド設定日 : 2006年4月26日

運用状況の報告

ユニットAccの基準価額は、当会計年度中に4.05%上昇し、2018年3月30日現在51.6104ユーロとなりました。設定以来のパフォーマンスは104.64%の上昇でした。

ユニット米ドルの基準価額は、当会計年度中に19.65%上昇し、2018年3月30日現在6.3472米ドルとなりました。設定以来のパフォーマンスは102.81%の上昇でした。

当ファンドは、MSCI オール・カンントリー・アジア（除く日本）地域における先進国および新興国の10か国の上場会社の有価証券を表象する、米ドル建てのMSCI AC アジア・パシフィック（除く日本）ネット・トータル・リターン指数のパフォーマンスを複製（リプリケーション）するものです。

この指数は、当会計年度中に20.71%上昇しました。ユニットAccは通貨が指数と異なるため、基準価額は為替リスクの影響を受けます。当会計年度中、ユーロは米ドルに対して14.99%上昇しました。

UCITSおよびベンチマーク指数の年間パフォーマンスの差は、以下のさまざまなパラメータの結果により説明できます。

- 運用・管理報酬および事務管理報酬
- 複製される指数に関連する有価証券の現地市場にアクセスするための費用
- 指数の複製の一環として利用される商品に関連する費用または利益

当ファンドは、ベンチマーク指数のパフォーマンスとの相関関係を可能な限り最大限に追求し、その投資目的の達成を可能とするために、1つ以上の店頭取引スワップ契約の締結という間接的な複製（リプリケーション）方法を採用します。これらのスワップ契約は、貸借対照表上の資産（担保として受領したすべての有価証券を除く。）から構成される当ファンド資産の評価額を、ベンチマーク指数を構成する有価証券の評価額に交換することを目的とします。

当ファンドが資産として保有する有価証券は、ベンチマーク指数を構成する有価証券、ならびに小型株を含む、あらゆる証券取引所に上場されているすべての経済セクターの他の国際的な銘柄から構成されています。ベンチマーク指数に対するエクスポージャーをふまえて、当ファンドのリスクおよび利回りのプロファイルは、カテゴリ6に分類されています。

2018年3月30日、当ファンドのトラッキング・エラーは0.0194%となりました。当会計年度中のトラッキング・エラーは0.08%でした。

目標トラッキング・エラーと実際のトラッキング・エラーとの乖離はそれほど大きなものではなく、会計年度期首に設定された目標トラッキング・エラーを遵守するものでした。

当ファンドの指数連動型スワップのカウンターパーティは、ソシエテ・ジェネラルです。

過去のパフォーマンスを示す数値であり、将来の業績の確実な指標となるものではありません。

規制情報

名義書換手数料（未監査）

該当するものではありません。

管理会社の議決権行使に係る方針およびその実施状況に関連する様々な文書および報告書を投資家に提供する規定

管理会社によるCIUの議決権行使やその実施に関連して管理会社により報告された「議決権行使に関する方針」は、AMF（フランス金融市場庁）一般規則第322-75条、第322-76条および第322-77条に基づき、管理会社のウェブサイトまたは本店（要請があった場合）にて入手することができます。

CIUの全般的なリスク

管理会社がCIUの全般的なリスクを測定する手法として、コミットメント手法が選択されています。

ESG基準

フランス通貨金融法典第L.533-22-1条および第D.533-16-1条に従います。

1. 環境、社会およびガバナンス（ESG）の基準に関する記載（リファレンスII-2）

リクソーは国際連合責任投資原則の署名機関であり、環境、社会およびガバナンス（ESG）を投資判断に組み入れるために設定した評価および実務を規定する責任投資方針を採用しています。リクソーのSRIポリシーはLyxor.comで入手可能です。SRIポリシーは毎年改定されます。

以下は当ファンドのSRIポリシーに記載される主要事項です。

a) ESG 要素として考慮されるための主な基準の性質およびそれらを選択する理由の記載（リファレンス III-1-a）

当ファンドは、禁止されているまたは物議を醸す武器（対人地雷、クラスター爆弾および劣化ウラン兵器）に関連する行為への関与により防衛セクター・ポリシーの適用によって除外される企業を除外します。

b) ESG 要素の遵守に関連する基準に基づく発行体の分析に使用する一般的な情報の記載（リファレンス III-2）

ESG のリスクおよび機会を伝統的な財務分析および投資判断に明確に組み入れる際には、システマティックなプロセスおよび適切なリサーチ・ソースに基づく必要があります。組入プロセスにあたっては、ESG 要素による企業の財務面における（ポジティブおよびネガティブな）潜在的な影響に焦点がおかれ、それにより投資判断に影響がおよぶ場合があります。

リクソーは以下の外部の財務格付機関を含む多様な外部の情報源を利用しています。

- ・ISS-エシックス（ISS Ethix）：その防衛ポリシーに違反すると認められる企業を特定します。
- ・サステナリティクス（Sustainalytics）：リクソーが採用する規範および基準または／ならびに物議を醸す分野および製品に関連する規制基準に対する著しい度重なる違反に関連する企業を特定します。
- ・ISS 議決権行使アドバイザー：企業のガバナンスのパフォーマンスに関する調査およびリクソーの議決権行使ポリシーに基づく議決権行使に関する助言を求めます。
- ・MSCI およびサステナリティクスの ESG リサーチ：ESG 要素を統合します。
- ・ヴィジオ・アイリス（Vigeo-Eiris）：非上場の中小企業・中堅企業（SME/ETI）の資産に適用されるその ESG 分析および格付手法を策定します。

個別のトピックに対する提案およびデューデリジェンス・プロセスの要求に従って厳格に選考されたうえで提携が行われています。

c) ESG 分析の方法および結果の記載（リファレンス III-3a）

20 か国近くにおける 80 を超える数の上場または非上場の有価証券が除外対象とされています。

運用チームから完全に独立するリスク部門により（取引前および取引後に）具体的に管理されます。いかなる違反も全て迅速な解決のためにファンドマネージャーに報告されます。取引後の管理は基準価格算出毎に行われます。

スワップ型のピークルについてはデリバティブ商品の財務説明に関する報告が毎月行われます。

d) 投資方針への ESG 要素の分析結果の組入の程度の記載（リファレンス II-2-d）

上記に記載された除外はファンドが保有する資産の 100%に適用されます。

2. 気候リスクの組入およびエネルギー移行への寄与に関する記載（リファレンス II-2）

リクソーは、ピークルに応じたアプローチにより ESG および炭素リスクの格付能力を徐々に拡大していきます。

リクソーは、カーボン・フットプリントに加えて、可能とされる場合においては常に、気候リスクをどのように考慮しているか、また、ポートフォリオがエネルギーおよび生態学的な移行にどのように寄与しているか、また、2100 年までに地球温暖化を 2 度未満に抑制するという国際目標との整合性に関連して、下記の測定基準をポートフォリオ・レベルで算出し報告することを決定しました。

- ポートフォリオのカーボン・フットプリント
- ポートフォリオの移行リスクに対するエクスポージャー
- ポートフォリオの環境ソリューションを提供する発行体に対するエクスポージャー

第一段階として投資対象の GHG 排出量を測定し、投資家に現在の投資先の排出量に関する指標を提供します。

2018 年 3 月 31 日現在のポートフォリオの ESG 格付

ESG スコア	環境	社会	ガバナンス
4.6	4.8	4.5	4.6

格付対象ポートフォリオ 100%

ピラー	企業 テーマ	スコア	ウェイト	政府機関 テーマ	スコア	ウェイト
環境		4.8	23.0%		0.0	0.0%
	気候変動	5.4	7.1%	環境外部性	0.0	0.0%
	環境市場機会	4.5	6.8%	自然資源	0.0	0.0%
	自然資本	4.9	5.5%			
	汚染および廃棄物	3.9	3.6%			
社会		4.5	45.9%		0.0	0.0%
	人的資本	4.5	20.6%	人的資本	0.0	0.0%
	製造物責任	4.1	18.6%	経済環境	0.0	0.0%
	社会市場機会	5.0	4.8%			
	ステイクホルダーマ ネジメント	7.0	1.8%			
ガバナンス		4.6	31.0%		0.0	0.0%
	企業行動	3.3	11.3%	財務ガバナンス	0.0	0.0%
	コーポレート・ガバ ナンス	5.3	19.7%	政治ガバナンス	0.0	0.0%

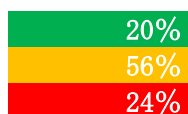
企業の ESG 格付内訳

セクター	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	未格付
一般消費財	0.0%	0.9%	1.3%	0.5%	2.1%	2.2%	0.7%	
生活必需品		0.3%	1.2%	1.5%	1.3%	0.6%	0.2%	
エネルギー	0.4%	0.3%	0.6%	0.7%	0.4%	1.0%	1.2%	
金融		8.4%	4.4%	3.9%	8.4%	1.0%	0.3%	
ヘルスケア		0.2%	1.4%	0.4%	0.8%	0.9%	0.1%	
資本財	0.9%	0.5%	0.3%	0.8%	1.9%	1.6%	0.5%	
情報技術		4.7%	1.1%	12.0%	1.5%	7.5%	0.0%	
素材		0.8%	0.6%	3.2%	0.4%	1.0%	0.8%	
不動産	0.6%	0.9%	0.3%	1.6%	0.6%	1.9%	0.4%	
テレコム		0.8%	0.8%	0.4%	0.1%	1.2%	0.1%	
公共事業	0.1%	0.4%	0.1%	1.1%	0.3%	0.5%	0.4%	

上位 (AAA、AA)

標準 (A、BBB、BB)

下位 (B、CCC)



ESG測定方法(企業および政府発行体)

環境、社会およびガバナンスの3つの柱の基本要素は、リスク企業の特定を目的とし、ESG 要因へのエクスポージャーに関連する財務リスクおよびその管理を評価します。

リスクの段階は0 (高リスク) から10 (低リスク) となっています。

テーマおよび ESG の柱における有価証券のスコアは、全ての業種にわたり絶対かつ同等とされます。セクターおよびテーマについては、ポートフォリオのレベルでのスコアは、関連するスコアを有する有価証券の部分集合のみを基準とし、部分集合の有価証券の組入比率が100%となるようリバランスされます。

環境、社会、およびガバナンスの3つの基準は、各セクターにおける特定の要因を考慮のうえ加重されます。

企業: 主要な ESG 要因に対するエクスポージャーおよびその管理のマトリクスには以下のテーマが含まれません。

- ・ 環境: 気候変動、自然資本、汚染および廃棄物、環境市場機会
- ・ 社会: 人的資本、製造物責任、ステイクホルダーマネジメント、社会市場機会

- ・ ガバナンス：コーポレート・ガバナンス、ステイクホルダーマネジメント、社会市場機会
- 政府機関：主要な ESG 要因に対するエクスポージャーおよびその管理のマトリクスには以下のテーマが含まれます。
- ・ 環境：環境の外部性、自然資源
 - ・ 社会：人的資本、経済環境
 - ・ ガバナンス：財務ガバナンス、政治的ガバナンス
- 出典：企業のカーボン・フットプリント・データは MSCI の機関によって提供されています。

ポートフォリオのESGコントロールバシー(物議を醸す行為)に対するエクスポージャー

以下はレッド・フラッグ、オレンジ・フラッグ、イエロー・フラッグおよびグリーン・フラッグとされる ESG コントロールバシーを伴う有価証券のポートフォリオに占める割合を示します。

色分けによるアラートの深刻度の評価

- レッドは甚大な影響を有する 1 つ以上のコントロールバシーへの関与を示します。
- オレンジはレッド・フラッグ基準よりわずかに低いコントロールバシーへの関与を示します。
- イエローは重大なコントロールバシーへの関与を示します。
- グリーンは、主要な ESG コントロールバシーへの関与がないことを示します。

レッド・フラッグ	1%
オレンジ・フラッグ	14%
イエロー・フラッグ	34%
グリーン・フラッグ	50%

ポートフォリオのカーボン・フットプリント(2018年3月31日現在)

二酸化炭素排出量 投資金額百万ドル あたりの 二酸化炭素換算値	二酸化炭素排出原単位 収益百万ドルあたりの 二酸化炭素換算値	加重平均二酸化炭素排出原単位 収益百万ドルあたりの 二酸化炭素換算値	格付対象ポートフォリオのウェ イト	100%
			スコープ1として報告された割合 (対予測)	47%
			スコープ2として報告された割合 (対予測)	73%
203	361	301	スコープ1および2の予測はMSCI メソドロジーに基づきます。	

炭素測定方法

定義：カーボン・フットプリントは、ポートフォリオに含まれる企業が排出する温室効果ガスの計上を目的とします。二酸化炭素排出量（投資金額百万ドルあたりの二酸化炭素換算値）：ポートフォリオがその投資金額に応じて責任を負う温室効果ガス（GHG）排出量を測定します。

二酸化炭素排出原単位（収益百万ドルあたりの二酸化炭素換算値）：株式ポートフォリオのカーボン・フットプリントの報告時におけるポートフォリオの企業の収益の、ファンドの持分に占めるポートフォリオに含まれる企業の二酸化炭素排出量に対するファンドの持分を示す指標としての原単位。

加重平均二酸化炭素排出原単位（収益百万ドルあたりの二酸化炭素換算値）：ポートフォリオにおける比率を加味した二酸化炭素排出原単位の加重平均。

スコープ：二酸化炭素排出量はスコープ 1 排出量およびスコープ 2 排出量に分類されます。

スコープ 1 排出量：温室効果ガスの直接排出量（燃焼、冷媒、所有する車両の燃料消費）

スコープ 2 排出量：間接排出量（電気、蒸気）

出典：企業のカーボン・フットプリント・データは MSCI の機関によって提供されています。

各測定基準は株式ポートフォリオに適用され、ポートフォリオ・レベルのカーボン・フットプリント (#1)、二酸化炭素総排出量 (#2)、および二酸化炭素排出原単位の基準 (#3) は、債券/マルチアセットクラスのポートフォリオに適用されないことにご注意ください。これらの測定基準は、債券保有者と関連しない保有メソドロジーを使用します。加重平均二酸化炭素排出原単位の基準 (#4) は株式および社債/マルチアセットクラスのポートフォリオに適用されます。

ポートフォリオの移行リスクに対するエクスポージャー

以下のデータは、化石燃料埋蔵量を有する発行体に対するポートフォリオのエクスポージャー（ポートフォリオにおける組入比率に基づく。）を表し、低炭素への移行を背景として逆転する可能性があります。一般炭の埋蔵量は二酸化炭素原単位が最も高く、リスクが最も高いものとされています。

化石燃料から発生するMWh、化石燃料エネルギー、または化石燃料採掘に投資されるポートフォリオの割合はブラウンと定義され、化石燃料リスクにさらされている製品およびサービスを反映しています。

ポートフォリオのウェイト

化石燃料埋蔵量	12%
一般炭	6%
天然ガス	8%
石油	8%

ポートフォリオの環境ソリューションを提供する発行体に対するエクスポージャー

データは、環境ソリューションを提供する発行体に対するポートフォリオのエクスポージャー（ポートフォリオにおける組入比率に基づく。）と、提案されたソリューションのタイプ（エネルギー効率、代替エネルギー、持続可能な水資源、汚染防止または持続可能性のある建設）を表します。これら排出事業者は、低炭素への移行により利益を得る可能性が高いとされます。

気候変動対策に貢献する企業に対する投資の割合はグリーンと定義され、エコソリューション/グリーンプロダクトを反映しています。

環境ソリューションに特化した収入を得ている発行体：

0-19.9%	29%
20-49.9%	3%
50-100%	1%

免責事項

本文書は、MiFID（指令 2004/39/EC）に定義される「適格カウンターパーティ」または「プロ顧客」の資格を有する投資家のみを対象としたものです。

本書は情報提供のみを目的とし、ポートフォリオ・マネジメント会社に対して買付・販売もしくは募集または投資助言を構成するものではなく、いかなる契約または約束の根拠として使用されるべきではありません。

本書に含まれる情報は、入手可能な様々な定評ある情報源による特別な財務データに基づくものです。しかしながら、当該情報の有効性、正確性、網羅性、関連性および完全性については、ポートフォリオ・マネジメント会社によって保証されません。さらに、当該情報は、事前に通知されることなく変更される場合があり、ポートフォリオ・マネジメント会社は、本文書を更新または改訂する義務も負いません。

当該情報は特定の時期に発せられたものであるため、常に変更の可能性があります。

ポートフォリオ・マネジメント会社は、本文書に記載される情報に関して、および本文書または本文書の信頼性に基づく決定に関して、一切の責任を負いません。

本文書を受領する方は、本文書に含まれる情報を、自らの利益を評価する範囲においてのみ使用することに同意いただきます。

当該情報または本文書の部分的または全体的ないかなる複製も、ポートフォリオ・マネジメント会社の事前の承認の表明を受けなければなりません。

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントは、金融市場庁 (Autorité des marchés financiers) による規制の対象となる、UCITS 指令 (2009/65/CE) および AIFM 指令 (2011/61/EU) の規定に従い投資事業に従事するポートフォリオ・マネジメント会社です。ソシエテ・ジェネラルは、フランスの健全性監督破綻処理機構 (Autorité de contrôle prudentiel et de résolution) から認可された金融機関です。

当会計年度における固定および変動の報酬の内訳

報酬を受領するのは、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントが運用する全てのピークルに時間が分割される74名のグループです。

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント	従業員数	固定報酬 (ユーロ)	変動報酬 (ユーロ)	合計 (ユーロ)

総数	74	6,066,070	3,896,435	9,962,505
規制対象者	20	1,813,532	1,906,435	3,719,967
うちマネジメント・チーム	15	1,123,932	713,500	1,837,432
うちその他の規制対象者	5	689,600	1,192,935	1,882,535

当会計年度にキャリドインタレストの支払いはありませんでした。

報酬の方針および慣行

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントにより支払われる報酬は、固定報酬によって構成され、経済状況により可能とされる場合には裁量的な割増金の形式による変動要素を含むことが可能です。この裁量的な報酬は、運用するビークルの業績と関連性を有しません（キャピタル・ゲインにおいて利益共有がされません。）。

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントは、ソシエテ・ジェネラル・グループの報酬方針を適用します。ソシエテ・ジェネラル・グループの方針は、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントに関して、ファンドマネージャーのセクターに適用される、2011年6月8日付欧州議会および理事会の指令 2011/61/EU（以下「AIFM 指令」と表記）ならびに 2014年7月23日付欧州議会および理事会の指令 2014/91/EU（以下「UCITS V 指令」と表記）に記載される報酬に関する規定を考慮しています。

当該枠組内において、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントは、従業員の利益が投資家の利益と一致するように、一部繰り延べられる変動報酬を受領する従業員全てに対し、当該変動報酬の一部に関して、リクソー・グループの事業を代表する複数の投資ファンドにより構成されるインデックスに対するエクスポージャーの仕組みを採用しています。

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントの報酬方針は、FIA または UCITS のリスクプロフィールに一切影響を与えず、ビークルの財務管理に関連する利益相反の全てを対象とします。

報酬の方針の最新の詳細は、以下のウェブサイトにて入手することができます。

<http://www.lyxor.com/fr/menucorporate/nous-connaitre/mentions-reglementaires/>

証券金融業務の透明性と金融商品の再利用に関する証券金融取引規制(SFTR)

(CIUの会計通貨)

1. 一般情報

1.1. 貸付けられた有価証券及び原資産の貸付可能な資産合計に対する金額（現金及び現金同等物を除くものとして定義される。）

	貸付けられた有価証券
貸付可能な資産に対する割合 (%)	-

1.2. 証券金融業務各種およびTRSにコミットされた資産の絶対額により表示される金額（集団投資事業の通貨建て）、集団投資事業の運用資産に占める割合

	貸付けられた有価証券	借入れられた有価証券	レポ業務	リバースレポ業務	TRS
絶対額	-	-	-	-	198,643,349.19
運用資産に占める割合 (%)	-	-	-	-	54.81

2. 比率データ

2.1. 全ての種類の証券金融業務およびTRSに関する担保提供者上位10社（受領する担保および原資産の金額の内訳及び提供者の名称）

1	名称	エファージュ
	金額	2,665,920.96
2	名称	スコール

	金額	1,859,533.34
3	名称	アムンディ
	金額	962,976.56
4	名称	アイルランド銀行
	金額	676,530.72
5	名称	タレス
	金額	503,010.96
6	名称	ベクトラ・グループ
	金額	295,859.17
7	名称	シーエヌピー・アシュアランス
	金額	195,242.00
8	名称	スパイラックス・サーコ・エンジニアリング
	金額	177,041.58
9	名称	イチゴ
	金額	142,298.68
10	名称	アトス
	金額	136,430.80

2.2. 証券金融業務各種およびTRSに関するカウンターパーティの主要10社（カウンターパーティの名称および進行中の業務の総量）

		貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1	名称	-	-	-	-	ソシエテ・ジェネラル
	金額	-	-	-	-	198,643,349.19

3. 証券金融業務各種およびTRSの業務データの 카테고리別合計

3.1. 保証の種類および質

	貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
現金	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	8,151,031.87
格付	該当なし				

3.2. 担保の満期

	貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1日未満	-	-	-	-	-
1日～1週間	-	-	-	-	-
1週間～1ヶ月	-	-	-	-	-
1～3ヶ月	-	-	-	-	-

3ヶ月～1年	-	-	-	-	-
1年超	-	-	-	-	-
無期限	-	-	-	-	8,151,031.87

3.3. 担保の通貨

		貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1	通貨	-	-	-	-	ユーロ
	金額	-	-	-	-	7,428,612.07
2	通貨	-	-	-	-	英ポンド
	金額	-	-	-	-	580,121.12
3	通貨	-	-	-	-	日本円
	金額	-	-	-	-	142,298.68

3.4. 証券金融業務およびTRSの満期

	貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1日未満	-	-	-	-	-
1日～1週間	-	-	-	-	-
1週間～1ヶ月	-	-	-	-	-
1～3ヶ月	-	-	-	-	-
3ヶ月～1年	-	-	-	-	198,643,349.19
1年超	-	-	-	-	-
無期限	-	-	-	-	-

3.5. カウンターパーティが設立された国

		貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1	国	-	-	-	-	フランス
	金額	-	-	-	-	198,643,349.19

3.6. 決済および清算

	貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
三者間	-	-	-	-	-
中央清算機関	-	-	-	-	-
二者間	-	-	-	-	198,643,349.19

4. 担保の再利用に関するデータ

非現金形式により受領した担保について、売却、再投資、または担保提供は行われません。

5. 証券金融業務およびTRSに関連して集合投資事業が受領する担保の保有

保管会社の数	1	
1	名称	ソシエテ・ジェネラル
	金額	8,151,031.87

6. 証券金融業務およびTRSに関連して集合投資事業が提供する担保の保有

保管会社であるソシエテ・ジェネラル・エスエーは、管理会社の決定の規則性の監視、CIUのキャッシュフローの監視、およびCIUの資産の保管という3つの責任を果たします。

ソシエテ・ジェネラル・エスエーも、これらの任命により生じる可能性のある利益相反の管理を含め、最も厳格な品質基準に従って選択された、限定された数のサブ・カストディアンとともに業務を行っています。保管会社は、国内外の法令および国際的な規範に従って、利益相反の特定、防止および管理のために有効な方針を確立しています。

7. 各種証券金融業務およびTRSの収益および費用に関するデータ

CIUは、ベンチマーク指標の値に対してCIUの資産（または場合によってはCIUが保有する他の資産）の評価額を取引する指数連動型店頭スワップを利用します。

これらのTRSに関連する収益および費用は、純資産計算書および純資産価額計算書に表示される業績と同様に、金融商品の評価にも含まれます。

分配方針

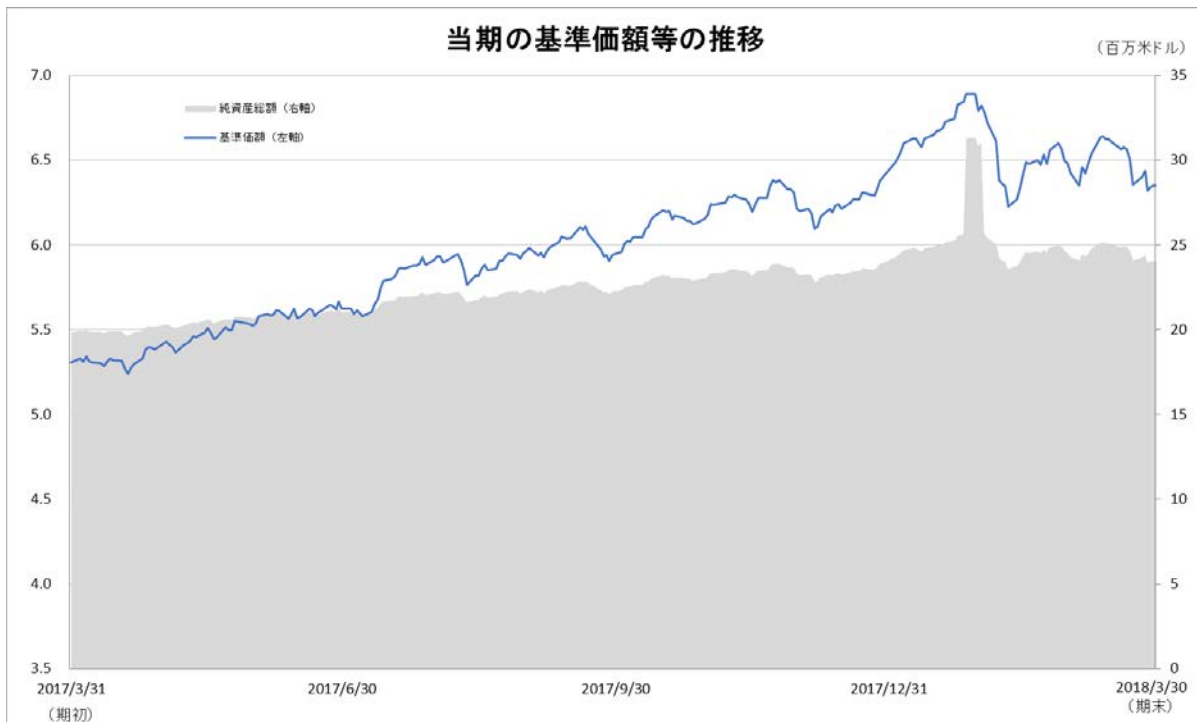
ユニットC-ユーロおよびユニットC-米ドル：分配可能額は全額資本に繰入れられます。

ユニット米ドル：成果の全額または一部を年1回以上資本に繰り入れる、あるいは分配するかを決める権利は、管理会社にあります。発生した正味キャピタル・ゲインは資本に繰り入れられます。

II. ファンドの運用の経過

(イ) 基準価額等の状況

ユニット米ドルについての第12期（2017年4月1日から2018年3月30日）の基準価額等の推移について



第11期末の基準価額（2017年3月31日）：受益証券1口当たり
 ユニット米ドル 5.305 米ドル (約 587 円)

第12期末の基準価額（2018年3月30日）：受益証券1口当たり
 ユニット米ドル 6.3472 米ドル (約 703 円)

パフォーマンス
 ユニット米ドル 19.65%

2017年4月1日から2018年3月30日までのベンチマーク指数のパフォーマンス
 ユニット米ドル 20.71%

- (注1) 期中における基準価額の状況については、「III. 運用状況の推移」を参照。
 (注2) ファンドの投資信託財産に係る運用方針との関連については、「I. ファンドの仕組み（運用方針を含む）」および「III. 運用状況の推移」を参照。
 (注3) 便宜上、米ドルは1米ドル=110.70円の換算率（2019年2月21日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買取相場仲値）により換算されています。以下同じ。
 (注4) ここに記載したパフォーマンスは申込および償還手数料、ファンドユニットのコストによる影響を考慮していません。
 (注5) パフォーマンスは、分配金を再投資したものとして計算されています。

(ロ) 今後の運用方針

当ファンドの運用目的は、当ファンドのパフォーマンスとベンチマーク指数のパフォーマンスとの間のトラッキング・エラーを、可能な限り最小限に保ちながら、ベンチマーク指数の展開にかかわらず、そのパフォーマンスを複製することです。予想される通常の市場環境の下でのトラッキング・エラーは0.08%です。

(ハ) 当期中に権利の確定した1単位当たりの収益分配金
 ユニット米ドル なし

III. 運用状況の推移

(イ) 基準価額等の推移

ユニット米ドルについての各会計年度末の基準価額および2017年4月1日から2019年1月末日までの各月末、マルチ・ユニット・ルクセンブルグ リクソー MSCI AC アジアパシフィック (除く日本) UCITS ETF のサブファンドに吸収された日 (2019年2月21日) の基準価額の推移ならびにベンチマーク指数の推移

	ユニット米ドル		MSCI AC アジア・パシフィック(除く日本) 指数	MSCI AC アジア・パシフィック(除く日本) ネット・トータル・リターン指数
	米ドル	円		
	基準価額		指数の推移 (指数変更前)	指数の推移 (指数変更後)
第1会計年度末 (2007年3月30日)	4.14	458	408.84	-
第2会計年度末 (2008年3月31日)	4.67	517	454.62	-
第3会計年度末 (2009年3月31日)	2.49	276	245.43	-
第4会計年度末 (2010年3月31日)	4.27	473	422.83	-
第5会計年度末 (2011年3月31日)	4.9299	546	486.06	-
第6会計年度末 (2012年3月30日)	4.3890	486	-	335.7630
第7会計年度末 (2013年3月29日)	4.8294	535	-	372.2490
第8会計年度末 (2014年3月31日)	4.9042	543	-	381.2450
第9会計年度末 (2015年3月31日)	5.1697	572	-	405.3890
第10会計年度末 (2016年3月31日)	4.5279	501	-	358.4483
第11会計年度末 (2017年3月31日)	5.3050	587	-	423.6666
第12会計年度末 (2018年3月30日)	6.3472	703	-	511.4210
2017年4月末日	5.3847	596	-	430.3311
2017年5月末日	5.5238	611	-	441.8010
2017年6月末日	5.6217	622	-	449.9674
2017年7月末日	5.9076	654	-	473.2051
2017年8月末日	5.9634	660	-	478.0382
2017年9月末日	5.9419	658	-	476.6435
2017年10月末日	6.1785	684	-	495.9989
2017年11月末日	6.2116	688	-	499.0416
2017年12月末日	6.3989	708	-	514.4320
2018年1月末日	6.8235	755	-	548.9764
2018年2月末日	6.4965	719	-	523.0323
2018年3月末日	6.3472	703	-	511.4210
2018年4月末日	6.4061	709	-	516.5242
2018年5月末日	6.3486	703	-	512.2484
2018年6月末日	6.1058	676	-	493.0334
2018年7月末日	6.1667	683	-	498.3350
2018年8月末日	6.0931	675	-	492.7474
2018年9月末日	6.0048	665	-	485.9502
2018年10月末日	5.3835	596	-	436.0941
2018年11月末日	5.6198	622	-	455.5518
2018年12月末日	5.4583	604	-	442.8065
2019年1月末日	5.8521	648	-	475.0679
2019年2月21日	5.9624	660	-	484.2518

(注1) ユニット米ドル (旧名称: ユニット B) は 2006 年 9 月 28 日に設定されました。

- (注2) 1口当たりの基準価額は、2010年5月末日までは少数点以下第2位までしか算出・公表しておりませんでした。以下同じ。
- (注3) 2011年6月6日に、ベンチマーク指数がMSCI AC アジア・パシフィック（除く日本）指数からMSCI AC アジア・パシフィック（除く日本）ネット・トータル・リターン指数に変更となりました。ただし、第6会計年度について、MSCI AC アジア・パシフィック（除く日本）指数のパフォーマンスは2011年4月1日から2011年6月5日まで、MSCI AC アジア・パシフィック（除く日本）ネット・トータル・リターン指数のパフォーマンスは2011年6月6日から2012年3月30日まで算出されています。
- (注4) 2011年6月6日に、ユニットBはユニットA-米ドルに名称変更されました。
- (注5) 2011年6月15日に、ユニットA-米ドルはユニット米ドルに名称変更されました。
- (注6) 2019年2月21日付で、マルチ・ユニット・ルクセンブルグ リクソー MSCI AC アジアパシフィック（除く日本）UCITS ETF のサブファンドに吸収されました。

(ロ) 分配金再投資基準価額（パフォーマンス）の推移



(注) 上記グラフは、分配金再投資基準価額(左軸)で、実質的なパフォーマンスを示すものです。ただし、上記期間のうち、第7会計年度末（2013年3月29日）以降、分配金は支払われませんでした。

(ハ) 収益分配金の推移

	一口当たりの分配金 ^(注1)	
	ユーロ	円
第3会計年度末 (2009年3月31日)	-	-
第4会計年度末 (2010年3月31日)	0.05 ^(注2)	6
第5会計年度末 (2011年3月31日)	0.04	5
第6会計年度末 (2012年3月30日)	0.11	14
第7会計年度末 (2013年3月29日)	-	-
第8会計年度末 (2014年3月31日)	-	-
第9会計年度末 (2015年3月31日)	-	-
第10会計年度末 (2016年3月31日)	-	-
第11会計年度末 (2017年3月31日)	-	-
第12会計年度末 (2018年3月30日)	-	-

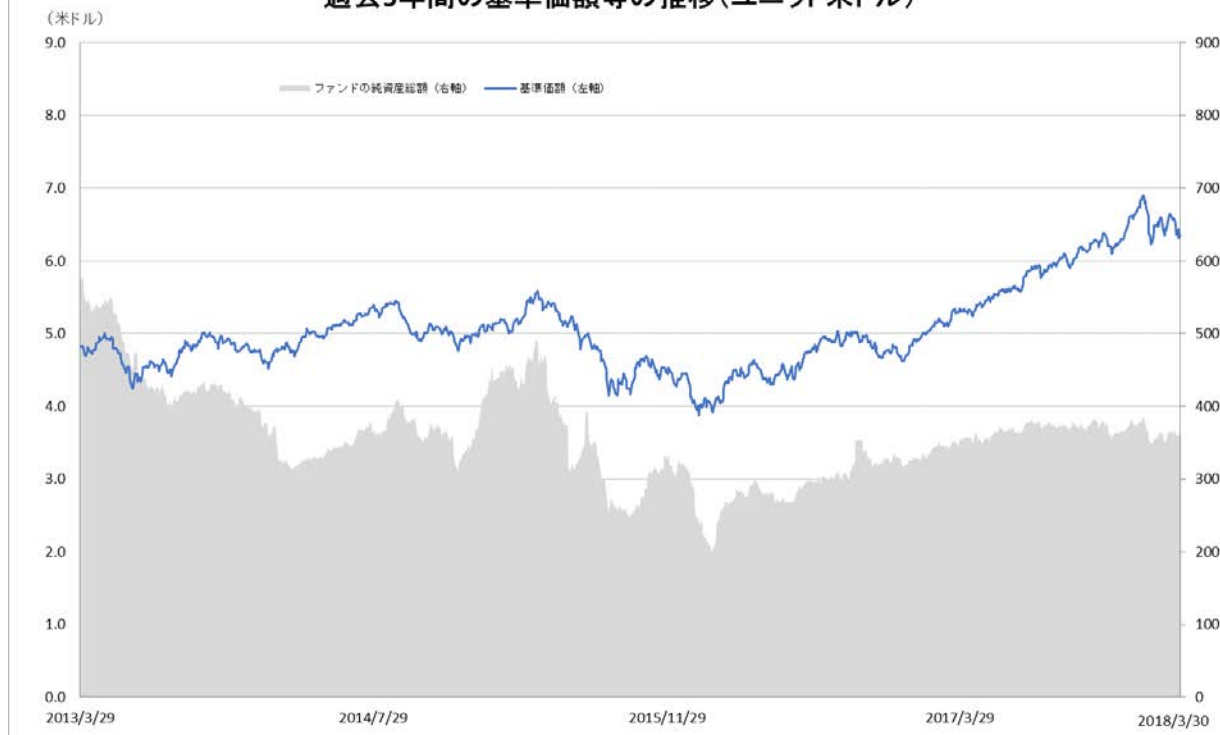
(注1) 一口当たりの分配金は、当ファンドの会計処理上の通貨建て（ユーロ）で表示されています。便宜上、ユーロは1ユーロ=125.49円の換算率（2019年2月21日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されています。

(注2) 1口当たり分配金の金額は、米ドル建てで支払われた分配金0.08米ドルを、2009年6月5日WMロイター配信のユーロ/米ドル仲値1.4008で換算して算出されています。

(二) 最近5年間の各会計年度末のユニット米ドルの基準価額およびファンドの純資産総額等の推移

(百万ユーロ)

過去5年間の基準価額等の推移(ユニット米ドル)



	基準価額 (米ドル)	一口当たりの 分配金 (ユーロ)	パフォーマンス (%)	ベンチマーク指数の パフォーマンス (%)	ファンドの 純資産総額 (ユーロ)
第7会計年度末 (2013年3月29日)	4.8294	-	10.03	10.87	576,079,332.31
第8会計年度末 (2014年3月31日)	4.9042	-	1.55	2.42	322,542,510.31
第9会計年度末 (2015年3月31日)	5.1697	-	5.41	6.33	438,687,806.21
第10会計年度末 (2016年3月31日)	4.5279	-	-12.41	-11.58	285,186,482.89
第11会計年度末 (2017年3月31日)	5.305	-	17.16	18.19	352,592,556.32
第12会計年度末 (2018年3月30日)	6.3472	-	19.65	18.19	362,449,970.29

IV. 報酬および費用ならびに役務の内容

費用の明細

項目	利率	役務の内容
管理報酬およびポートフォリオ管理会社（監査人、保管会社、販売会社、弁護士）に支払われる外部管理報酬（税込） ^(注1)	最高で、純資産額に対する年率0.60%	管理会社のサービスに対する対価
アウトパフォーマンス・フィー ^(注2)	該当なし	管理会社のサービスに対する成功報酬
名義書換手数料	該当なし	名義書換業務の銀行に対する対価

(注1) 取引手数料、アウトパフォーマンス・フィー、UCITS への投資に伴う諸手数料を除く、すべての手数料が含まれています。除かれる取引手数料には、仲介手数料（証券会社の取引手数料、株式市場の取引税など）の他に、関連性がある場合には、特に保管会社や管理会社が徴収する可能性がある名義書換手数料も含まれます。

(注2) 本ファンドが目標リターンを上回るパフォーマンスを達成した場合に、アウトパフォーマンス・フィーが管理会社に供与され、本ファンドに請求されます。

VII. 純資産額計算書

(2018年3月30日現在)

		ユーロ	千円 (eを除く)
a.	資産総額	375,271,230.76	47,092,787
b.	負債総額	12,821,260.47	1,608,940
c.	純資産総額 (a-b)	362,449,970.29	45,483,847
	ユーロ	24,035,691.21	2,660,751
d.	発行済口数		
	ユーロ	3,786,818.00	—
e.	1口当たり純資産価額		
	ユーロ	6.3472	703

V. 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

2018年3月30日現在

	投資対象の株式銘柄	数量	投資金額時価		投資比率 (%)
			(ユーロ)	(千円)	
1.	AMERICAN WATER WORKS	435,839	29,105,547.07	3,822,723	8.03%
2.	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	114,599	28,672,669.80	3,765,868	7.91%
3.	RENAULT SA	243,986	24,032,621.00	3,156,444	6.63%
4.	TOTAL	500,000	23,065,000.00	3,029,357	6.36%
5.	UNITEDHEALTH GROUP	115,413	20,082,434.44	2,637,627	5.54%
6.	AMAZON.COM	13,698	16,120,391.36	2,117,252	4.45%
7.	MICROSOFT CORP	200,950	14,912,962.15	1,958,668	4.34%
8.	ALPHABET INC	15,639	13,188,464.01	1,732,173	3.64%
9.	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN SA	254,233	10,896,426.38	1,431,137	3.01%
10.	VINCI SA	127,142	10,158,645.80	1,334,237	2.80%
11.	APPLE INC	72,960	9,953,432.37	1,307,284	2.75%
12.	AXA	320,455	6,921,828.00	909,113	1.91%
13.	AIRBUS BR BEARER SHS	71,533	6,709,795.40	881,265	1.85%
14.	VIVENDI	311,351	6,538,371.00	858,750	1.80%
15.	ING GROUP NV	467,815	6,409,065.50	841,767	1.77%
16.	ASML HOLDING N.V.	37,895	6,068,884.25	797,087	1.67%
17.	BANCO SANTANDER SA	1,043,640	5,526,073.80	725,795	1.52%
18.	SHOWA SHELL SEKIYU KK	481,221	5,301,745.84	696,331	1.46%
19.	CANON INC	175,843	5,180,055.89	680,349	1.43%
20.	PROCTER AND GAMBLE CO	79,075	5,097,423.26	669,496	1.41%
21.	PFIZER INC	175,270	5,057,797.54	664,291	1.40%
22.	KYOWA HAKKO KIRIN	271,893	4,858,107.17	638,064	1.34%
23.	JOHNSON & JOHNSON	45,939	4,786,829.98	628,702	1.32%
24.	BOEING CO	17,417	4,643,400.38	609,864	1.28%
25.	PARTNERS GROUP HOLDING N	7,601	4,582,414.88	601,854	1.26%
26.	OTSUKA HOLDINGS CO LTD	109,965	4,480,335.65	588,447	1.24%
27.	WESFARMERS LTD	160,000	4,147,316.56	544,709	1.14%
28.	CYBER AGENT	96,484	3,902,306.02	512,529	1.08%
29.	ACOM	937,179	3,396,340.64	446,075	0.94%
30.	SEVEN & I HOLDINGS CO LTD	97,184	3,391,179.34	445,397	0.94%

上位 30 銘柄を含む投資有価証券時価総額は、367,564,100.6 ユーロ（約 46,125,618 千円）です。
 (注) 投資比率は、投資総額に対してではなくファンドの純資産額に基づくものです。

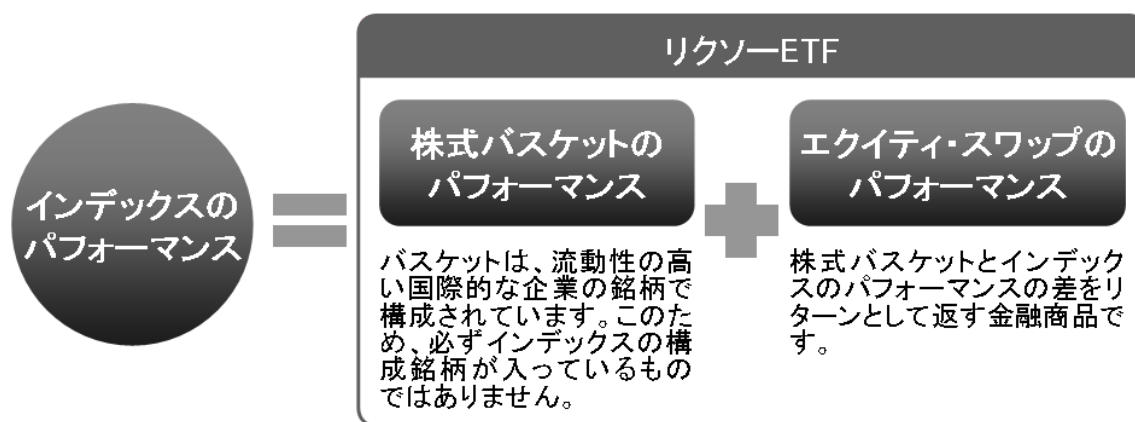
【参考情報】 リクソーETF の運用の特徴について

リクソーETFでは、その運用に「シンセティック・リプリケーション」という手法を利用しています。

シンセティック・リプリケーションとは、『運用資産を「合成（シンセティック）」して、インデックスを「複製（リプリケーション）」する』という意味です。

この手法では、運用者によって選択された銘柄（一般的にこれらの銘柄は、インデックスの構成銘柄ではありません。）に投資するとともに、インデックスを厳密に複製するために、「エクイティ・スワップ」に投資します。このエクイティ・スワップは、ファンドが保有している銘柄（「株式バスケット」といいます。）のパフォーマンスとインデックスのパフォーマンスの差を提供する金融商品です。

この手法を図示すると、次のとおりです。



※上図は運用方法を簡単に説明するための概念図であり、実際の運用方法と完全に一致するものではありません。また、リクソーETFの運用成果がインデックスのパフォーマンスに完全に一致することを保証するものでもありません。

ファンドはこの手法により、インデックスの複製の最適化が可能となり、複製コストの最小化によりインデックスへの連動性を高めることができます。

※株式バスケットは、流動性の高い国際的な企業の銘柄で構成されています。このため、必ずインデックスの構成銘柄が入っているものではありません。